

大河原町制限付一般競争入札告示

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 6 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 25 日

大河原町長 齋 清 志

1. 制限付一般競争入札に付する業務

- ① 業務番号 一
- ② 業務名 大河原町立小中学校 ICT 支援業務委託
- ③ 委託場所 大河原町立大河原小学校 大河原町字町 100 番地
大河原町立大河原南小学校 大河原町大谷字鷺沼入 27 番地 1
大河原町立金ヶ瀬小学校 大河原町金ヶ瀬字居掛 21 番地
大河原町立大河原中学校 大河原町字東 1 番地
大河原町立金ヶ瀬中学校 大河原町金ヶ瀬字原 74 番地
- ④ 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで (36 か月)
- ⑤ 業務概要 ICT 支援員業務全般 (授業支援、校務支援、環境整備、校内研修)
- ⑥ 支払条件 前払金 無し
- ⑦ 入札方法 制限付一般競争入札

2. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

令和 7・8 年度大河原町物品・役務入札参加資格者に承認された者で、次に掲げる要件をすべて満たし、本業務委託に係る入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 直前 1 年間における法人税 (法人でない場合は所得税) 及び消費税について完納していること。
- (3) 宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札告示日に指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 大河原町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱 (平成 25 年告示第 16 号) 別表の措置要件のいずれかに該当するものでないもの。
- (5) 当該業務委託に係る仕様書、設計図書等を閲覧し、現場説明図書等閲覧調書を提出すること。(令和 7 年 12 月 16 日まで現場説明図書等閲覧調書の提出が無い場合は、入札に参加できません)。
- (6) 全国いずれかの自治体の小中学校において、過去 5 年以内に 3 年以上同種業務 (ICT 支援員業務委託) の実績がある者であること。
- (7) 教育情報化コーディネータ認定委員会 (ITCE) の「教育情報化コーディネータ 2 級」以上の資格の保有者が在籍していること。
- (8) ICT 支援員を指揮監督する業務統括責任者として配置する者は、ICT のサポート業務経験を 3 年以上有するとともに教育情報化コーディネータ認定委員会 (ITCE) の「ICT 支援員能力認定 (A 領域、B 領域ともに合格)」または「教育情報化コーディネータ 3 級」以上の資格を有すること。

3. 契約規則等について

大河原町財務規則によるものとする。

大河原町財務規則及び請負契約約款等は、6. の表の示す場所で閲覧できる。

4. 入札手続き等

(1) 担当課

区分	担当課	電話番号	住所
入札・受付担当課	大河原町 政策企画課	0224-53-2112	〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地 FAX 0224-53-3818
業務担当課	大河原町 教育総務課	0224-53-2742	〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19 番地 FAX 0224-53-3818

(2) 入札参加資格申請書類の交付等

入札参加申請書類の交付の期間及び場所は、6. の表に示すとおりとする。

(3) 設計図書等

当該業務委託に係る仕様書、図面及び契約条項等（以下「設計図書等」という。）は希望者に貸し出しを行う。

イ 貸し出しの期間及び場所は、6. の表に示すとおりとする。なお、設計図書等は政策企画課窓口で告示に定める期間まで閲覧することができる。

ロ 設計図書等について質問がある場合は、指定の質問書（様式3）に記入のうえ、6. の表に示す期間内に持参又はFAXにより政策企画課に提出すること。

なお、質問書に対する回答は、6. の表に示す期間及び場所に掲示し、閲覧に供するとともにFAXにて質問者に回答する。

ハ 設計図書等についてはCD-R又はDVD-Rでのデータ貸し出しを行う。返却を要するが、未使用のCD-R又はDVD-Rとの交換により返却不要とする。なお、USBメモリ等の使用はできない。

5. 入札参加申請書類等

(1) 申請書類

本業務委託に入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- | | |
|------------------------------------|----|
| イ 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書 | 2部 |
| ロ 納税証明書の写し（国税の未納が無いことが確認できるもの） | 1部 |
| ハ ICT支援員業務委託実績調書（任意様式） | 1部 |
| ニ 在籍する者が保有する教育情報化コーディネータ2級以上の資格証明書 | 1枚 |
| ホ 業務統括責任者のICTサポート業務実績調書（任意様式） | 1部 |
| ヘ 業務統括責任者が保有する資格証明書 | 1枚 |
| ト 返信用封筒（切手貼付、申請者の住所及び名称記載） | 1枚 |

※申請書一式をホチキス等でまとめて綴ること。袋綴じの必要はない。

(2) 入札参加申請書類の提出方法、提出期限及び提出場所

イ 提出方法

直接持参又は郵送による(郵送の場合 12月16日(火)午後4時必着)

ロ 提出期限及び場所

6. の表に示すとおりとする。

(3) 入札参加資格の有無については、6. の表に示す期日に、入札参加資格結果通知書により申請者全員に通知する。その際、承認者には承認通知書により、不適格者には不承認通知書により通知するものとする。

(4) 入札参加希望者が入札参加資格を有すると認められなかった場合は、その理由について書面で問い合わせすることができる。

問い合わせる場合は、その旨を記載した書面を令和8年1月14日(水)正午までに政策企画課へ提出すること。

6. 入札等の日程

手続き等	期間・期日・期限	場所
入札参加申請書類等の交付	期間 令和7年11月26日(水)から 令和7年12月16日(火)まで	大河原町役場 2階 政策企画課管財係
設計図書の閲覧	期間 令和7年11月26日(水)から 令和7年12月17日(水)まで	大河原町役場 2階 政策企画課前
設計図書の貸出	設計図書を貸出す期間 令和7年11月26日(水)から 令和7年12月17日(水)まで	大河原町役場 2階 政策企画課管財係
質問書の受付	期間 令和7年11月26日(水)から 令和7年12月16日(火)まで	大河原町政策企画課 FAXによる質問書も受付可 ただし着信確認を要す FAX 0224-53-3818
質問書の回答の掲示	期間 令和7年11月26日(水)から 令和7年12月17日(水)まで	大河原町役場政策企画課前 掲示板に掲示 質問者にはFAXにて回答
入札参加資格申請書類提出	期限 令和7年11月26日(水)から 令和7年12月17日(水)まで	〒989-1295 宮城県柴田郡大河原町字新南 19番地 大河原町政策企画課
入札参加資格通知	期日 令和7年12月19日(金)発送	
入札執行の日時及び場所	日時 令和7年1月15日(木) 午前9時30分	大河原町役場 3階 大会議室 大河原町字新南 19番地

(注) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後4時まで
(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

7. 入札方法等

- (1) 入札参加者は、誓約書及び入札参加資格審査結果通知書(原本)を持参すること。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を持参のうえ提出すること。
- (3) 郵送、電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。
- (4) 入札執行の回数は、3回を限度とする。
- (5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 所定の時刻までに、入札会場に入れない者は失格とする。

8. 入札保証金 免除する。

9. 内訳書の提出について

- (1) 入札参加者は、第 1 回の入札に際し、契約期間の総額で入札し、第 1 回の入札書に記載する入札金額に対応した内訳書を入札参加受付時に提出すること。
- (2) 内訳書の様式は自由であるが、内容については、数量、単価及び金額等を最低限記載すること。用紙については、日本工業規格 A4 列 4 番とする。
- (3) 提出された内訳書は、返戻しない。

10. 最低制限価格 設定しない。

11. 入札の無効等

- (1) 本告示に示した入札参加資格を有しない者及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とする。
なお、入札参加資格を有する旨を確認された者であっても、入札時点において、**2.**に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者のした入札は、無効とする。
また、前記 9. (1)の積算内訳書が提出されていない入札書は無効とする。
- (2) 契約締結後において、(1)により入札が失格又は無効になることが明らかになった場合は、町の指示に従わなければならぬ。

12. 落札者の決定

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、有効な入札をした者のうち最低の価格をもって入札したものと落札者とする。
また、初度の入札において落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。
- (2) 入札結果については、大河原町公共工事の入札結果等の公表に係る要領（平成 13 年告示第 63 号）により公表する。

13. 契約保証金

落札者は、大河原町財務規則第 105 条の規定に基づき、請負契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として納付すること。但し、大河原町財務規則第 106 条第 1 項

各号に該当するときは、免除することができる。

14. 契約の締結

落札者の決定後、この入札に付する業務委託に係る契約の締結までの間において、当該落札者が、**2.**に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しないことがある。

15. その他

- (1) 入札参加者は、入札参加心得を熟読し、遵守すること。
- (2) 入札に関する条項に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札参加者が1者の場合でも、入札を執行する。
- (4) その他不明な点についての照会先は次のとおり

大河原町政策企画課管財係
電話 0224-53-2112（直通）
FAX 0224-53-3818